

# 香取市 地域福祉計画

平成24年3月

香 取 市



# 目 次

<b>第1章</b>	<b>計画策定の基本事項</b> .....	<b>1</b>
1節	地域福祉の意義と計画策定の目的 .....	1
2節	地域福祉計画の法的根拠 .....	1
3節	計画の位置付け .....	2
4節	計画の期間 .....	3
5節	計画策定の体制 .....	4
<b>第2章</b>	<b>香取市の地域福祉を取り巻く現状と課題</b> .....	<b>6</b>
1節	香取市の地域特性 .....	6
2節	統計からみる現状 .....	8
3節	市民アンケートからみる現状 .....	17
<b>第3章</b>	<b>計画のめざす方向</b> .....	<b>20</b>
1節	計画の基本理念 .....	20
2節	計画の基本目標 .....	20
<b>第4章</b>	<b>施策の展開</b> .....	<b>22</b>
目標1	支えあいのあるまちづくり .....	22
1-1	地域で支えあう仕組みづくり .....	23
1-2	地域活動への参加の促進 .....	25
1-3	支えあう環境づくり .....	27
1-4	福祉の環境づくり .....	28
目標2	自立して生活できるまちづくり .....	29
2-1	自立を支える仕事づくり .....	31
2-2	自立を支える健康づくり .....	32
2-3	自立を支える生活支援 .....	34
2-4	自立を支える体制づくり .....	35
目標3	安全・安心に暮らせるまちづくり .....	37
3-1	災害時対策の推進 .....	38
3-2	防犯・交通安全対策の推進 .....	39
3-3	移動の確保と環境整備 .....	40
3-4	快適な生活環境の推進 .....	41
<b>第5章</b>	<b>資料編</b> .....	<b>42</b>
1	香取市地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....	42
2	香取市地域福祉計画策定委員会委員名簿 .....	44
3	用語説明 .....	45

- ・香取市では、各部・課内における相互の協力体制の強化、効率的な行政体制を目指し、平成24年4月1日から、下表のように、これまでの課（室）を再編することとなりました。本計画においては、平成23年度の策定であるため、担当課名を従来の名称で記載しています。

平成23年度まで	平成24年4月1日以降
総務課	総務課
職員課	
税務課	税務課
納税課	
商工観光課	商工観光課
賑わいのまち推進課	
水道課	水道管理課
	水道工務課

平成23年度まで	平成24年4月1日以降
企画政策課	企画政策課
行財政改革推進室	
社会福祉課	社会福祉課
障害福祉課	
都市計画課	都市整備課
市街地整備課	
介護福祉課	高齢者福祉課

# 第1章 計画策定の基本事項

## 1節 地域福祉の意義と計画策定の目的

地域の中には、病気、高齢、障害などの原因により、あるいは仕事や家庭の事情などによって、一時的ないし恒常的に、何らかの支援を必要とする人がいます。こうした人達を、かつては家族内や地域内の相互扶助によって支えてきましたが、都市化の進展、核家族化、少子高齢化などの進展によって、この相互扶助の仕組みが次第に失われてしまいました。

社会のこうした変化を踏まえ、国では社会福祉事業法を大幅に改正した社会福祉法の施行（平成12年）を契機に、従来の行政措置中心の福祉政策を転換し、ノーマライゼーションに基づく地域福祉を福祉政策の中心に位置付け、今日に至っています。

## 2節 地域福祉計画の法的根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

（参考）社会福祉法（抄）

### 第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### 第107条（市町村地域福祉計画）

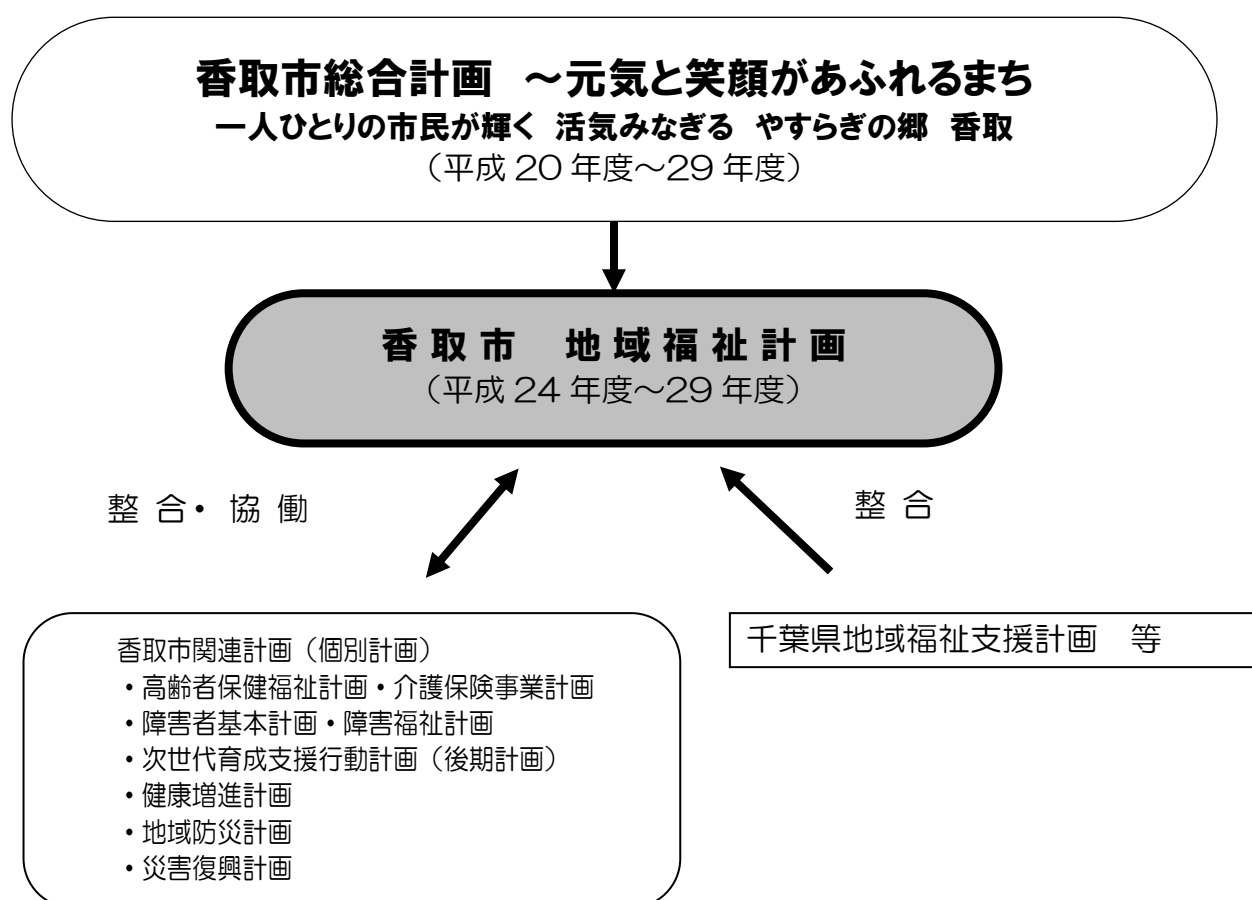
市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### 3節 計画の位置付け

「香取市地域福祉計画」は、市政運営の基本方針である「香取市総合計画（平成20～29年度）」の部門別計画として位置付けられます。

高齢者、障害者、児童（子育て）、健康増進、介護保険などの保健・福祉に関連する各計画との整合を図りながら、これらの計画に共通する考え方である市民生活全般にわたる福祉の向上を図るための理念と市民主体のまちづくりや市民参画を基盤とした市全体の取り組みを明らかにします。







## 4節 計画の期間

本計画の期間は、平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、市民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものです。

### ■ 主な計画と計画期間

年度 計画名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
香取市総合計画	第 3 次基本構想 (10 年間 H20~29)							(次期計画予定)		
	前期基本計画		後期基本計画					(次期計画予定)		
地域福祉計画	<b>本計画(6年間)</b>							(次期計画予定)		
障害者基本計画	第 1 次	<b>第 2 次</b>					(次期計画予定)			
障害福祉計画	第 2 次	<b>第 3 次</b>			(未定)					
高齢者保健福祉計画		<b>今期計画</b>			(次期計画予定)			(次期計画予定)		
介護保険事業計画	第 4 期	<b>第 5 期</b>			第 6 期 (予定)			第 7 期 (予定)		
次世代育成支援行動計画	後期計画				(未定)					
健康増進計画 (健康かとり 21)	<b>今期計画</b>									
地域防災計画	H22~									
災害復興計画										
										
										
千葉県地域福祉支援計画	第二次計画 (H22~26)				(未定)					

## 5節 計画策定の体制

### (1) アンケート調査による市民意向の把握

このアンケート調査は、市民、関係機関、各種団体と行政が連携し、地域住民がお互いに助け合い、支え合うことのできる仕組みづくりをめざす健康増進計画・地域福祉計画の策定に向けて、市民のご意見をお聴かせいただくために実施したものです。

#### ■ 地域福祉アンケートの実施概要

実施時期	平成 23 年 10 月 28 日～23 月 11 日 20 日
配布・回収方法	市内に在住で、18 歳以上の 3,000 人を対象に（無作為抽出）、調査票の郵送による発送・回収

配布数	回収数	回収率
3,000 票	1,375 票	45.8%

### (2) 地域福祉計画策定委員会による審議

本計画の策定は、「香取市地域福祉計画策定委員会」（以下、「計画策定委員会」という。）において、事業の進捗状況、地域福祉アンケート及び地域座談会の結果などに基づき、全 3 回にわたって審議した結果を計画案として取りまとめました。

計画策定委員会は、福祉団体、社会福祉施設、住民組織の代表者、識見を有する者、全 17 人で構成しています。会議は公開して開催しました。

（策定委員会設置要綱、策定委員名簿、参考資料を参照のこと）

### (3) パブリックコメントによる市民の意向把握

本計画の中間案を市ホームページなどで公表し、広く市民の意見・提案を計画に反映するよう努めています。

本計画においては平成 24 年 2 月 10 日～3 月 9 日までの 1 か月間、パブリックコメントを実施し、1 件の意見を頂きました。頂いた意見は計画策定委員会に報告し、今後の、市の施策の方向性に反映させていただきます。



#### **(4)市庁内関係部署による審議、庁議による計画決定**

庁内関連部署による庁内検討委員会を適宜開催し、計画に関連する事業の進捗調査、事業計画の調整、指標の設定などの協議を行いました。

# 第2章 香取市の地域福祉を取り巻く現状と課題

## 1節 香取市の地域特性

### (1)香取市の概要

香取市は東京から70km圏、千葉市から50km圏、成田国際空港から15km圏に位置しており、北は茨城県（稲敷市、潮来市、神栖市）、西は成田市、神崎町、東は東庄町、南は旭市、匝瑳市、多古町に接しています。市域は、東西約21.2km、南北約22.7km、面積は262.31k㎡で、千葉県で第4位の規模を持つ都市です。

### (2)各区の特性

#### (1) 佐原地区（旧佐原市）

佐原地区は市域の北西部に位置し、北部は茨城県と隣接しています。地区のほぼ中央部を利根川が東流して市域を南北に二分し、利根川の北側は食料生産基地としての機能をもつ水田地帯と豊かな水辺環境の「水郷」が広がり、利根川の南側は、利根川沿いを除き、山林や畑を中心とした北総台地の一角を形成しています。

江戸時代に銚子と江戸をつなぐ利根川舟運の発達により、物流の拠点・河港商業都市として繁栄し、歴史的な町並みや水郷の自然景観が残され、また、県内有数の観光客が来訪する香取神宮を有しています。また、小野川周辺は市民が主体となって、歴史的な町並みの保存、観光案内やイベント等、観光地としての取り組みが行われています。

#### (2) 小見川地区（旧小見川町）

小見川地区は、市域の北東部に位置し、北部は茨城県と隣接しています。利根川下流域に位置するため、江戸時代より、利根川舟運の中継地としてにぎわい、今でも城下町としての風情が漂うなど、水郷情緒にあふれています。地区内を流れる黒部川は近年、水上スポーツのメッカとなり、毎年夏にはボートやカヌーなどの大会・イベントが多く開催されています。また、夏の風物詩として、水郷おみがわ花火大会が有名です。

利根川や黒部川を中心に水との深い関わりの中で発展してきた、豊かな自然が息づく地域です。

### (3) 山田地区 (旧山田町)

山田地区は、市域の南東部に位置します。地区の東部から北部にかけて、利根川支流の黒部川が南から北へと流れ、その流域には広大な水田地帯が開けています。地区の北西部は北総台地の一翼を担う畑作台地が広がり、小丘陵地の間には樹枝状に入り組んだ特徴的な谷津田が散在しています。

肥沃な土地を活かした優良農地が総面積の半分を占める農業地域であり、早場米や露地野菜の生産のほか畜産も盛んで、近年では農家の集団化・企業化により高い生産性を誇っています。また、地場の作物等の販売や食を提供する風土村があり、観光を含めた集客施設となっています。

### (4) 栗源地区 (旧栗源町)

栗源地区は、市域の南西部に位置します。地形は、小さな起伏が続く台地状で、高萩、助沢地区より源を発する栗山川は、利根川から流れる両総用水路に浅黄地区で合流し、栗源地区の中心部を南下しています。

栗山川流域には水田地帯が広がり、台地には畑や山林が広がり、さつまいもの栽培が盛んで、ぶどうや梨、いちごなどの果樹園も多いほか、畜産や酪農も盛んであり、また、地元農産物を販売する栗源紅小町の郷(道の駅くりもと)やクラインガルテン栗源(滞在型市民農園)など、都市住民との交流活動が行われている、緑豊かな農業地域です。

## 2節 統計からみる現状

### (1)人口

計画期間内における人口推移は以下のようになっています。総人口は減少傾向にあり、平成29年には78,424人になると推計されます。

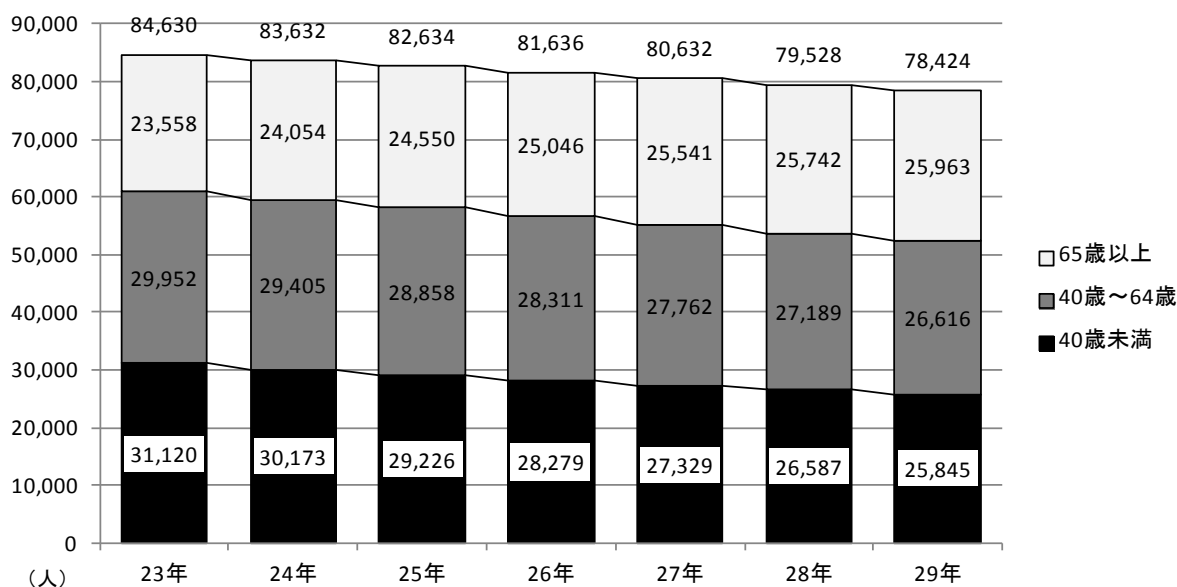
年齢構造でみると、40歳未満は平成24年の30,173人から平成29年には25,845人へと4,328人の減少で、40～64歳は同じく2,789人の減少となります。

一方、65歳以上の高齢者は1,909人の増加となっており、総人口が減少することから、高齢化率は33.1%になると見込まれます。

■人口の実績と推計（単位：人、%）

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
総人口	84,630	83,632	82,634	81,636	80,632	79,528	78,424
40歳未満	31,120	30,173	29,226	28,279	27,329	26,587	25,845
40歳～64歳	29,952	29,405	28,858	28,311	27,762	27,189	26,616
高齢者全体	23,558	24,054	24,550	25,046	25,541	25,742	25,963
前期高齢者	11,303	11,654	12,005	12,356	12,707	12,866	13,025
後期高齢者	12,255	12,400	12,545	12,690	12,834	12,886	12,938
高齢化率	27.8	28.8	29.7	30.7	31.7	32.4	33.1

資料：住民基本台帳（平成20～22年は各年10月1日現在）を基にした推計値



■外国人登録者数（各年度末現在）（人、世帯）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
外国人登録者数	1,497	1,261	1,150	995	869
外国人世帯数（※）	1,326	1,107	1,013	878	756

※外国人のみ世帯＋日本人と外国人の混合世帯の合計。資料：市民課

(2)世帯

本市の一般世帯総数は増加傾向にあり、平成 2 年の 24,505 世帯から平成 22 年の 20 年間で、4,909 世帯の増加となっています。高齢者のいる世帯数はそれ以上に増加しており、平成 22 年には一般総世帯の 50.7%に及びます。

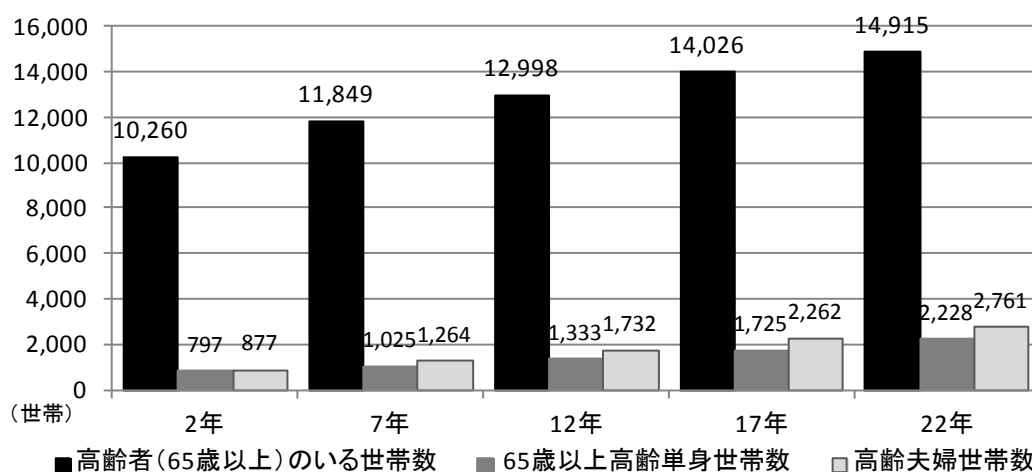
高齢者単身世帯（ひとり暮らし高齢者）は、高齢者のいる世帯の 14.9%、高齢夫婦世帯は 18.5%と急激に増加しており、これらの世帯への地域ぐるみでの見守りが必要です。

■世帯の状況（単位：世帯、%）

	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年
一般世帯数	24,505	25,993	26,731	27,184	29,414
高齢者（65歳以上）のいる世帯数	10,260	11,849	12,998	14,026	14,915
（一般世帯数に占める割合）	41.9%	45.6%	48.6%	51.6%	50.7%
65歳以上高齢単身世帯数	797	1,025	1,333	1,725	2,228
（高齢者世帯数に占める割合）	7.8%	8.7%	10.3%	12.3%	14.9%
高齢夫婦世帯数	877	1,264	1,732	2,262	2,761
（高齢者世帯数に占める割合）	8.5%	10.7%	13.3%	16.1%	18.5%

資料：国勢調査

※高齢夫婦世帯は、夫が 65 歳以上、妻が 60 歳以上の夫婦世帯



### (3)子どもの状況

近年の出生数の推移をみると、合計特殊出生率は1.30前後で推移していますが、千葉県、全国と比較して下回っています。人口を維持するために必要といわれる出生率は2.08といわれています。

#### ■出生数（人）、合計特殊出生率の推移

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
出生数	553	517	551	548	497
合計特殊出生率	1.21	1.09	1.31	1.27	1.30
(参考) 千葉県	1.23	1.25	1.29	1.31	1.32
(参考) 全国	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39

資料：千葉県ホームページ・市民課

市内には公立保育所14か所、私立保育所8か所、公立幼稚園4か所、私立幼稚園2か所があります。

保育所では、延長保育を12か所、一次預かり事業を10か所で行っていますが、病児・病後児保育の実績はありません。

幼稚園では預かり保育を6か所すべてで実施しています。

#### ■保育所の状況（各年10月1日現在）（人）

区分		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
公立保育所	保育所数	14	14	14	14	14
	定員数	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035
	児童数	941	949	921	895	910
	稼働率	90.9%	91.7%	89.0%	86.5%	87.9%
私立保育所	保育所数	8	8	8	8	8
	定員数	845	845	845	825	825
	児童数	930	904	871	848	838
	稼働率	110.1%	107.0%	103.1%	102.8%	101.6%

資料：子育て支援課

■幼稚園の状況（各年度末現在）（人）

区分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
公立幼稚園	幼稚園数	4	4	4	4	4
	学級数	14	14	14	13	11
	園児数	272	277	268	247	200
	教職員数	19	19	19	19	19
私立幼稚園	幼稚園数	2	2	2	2	2
	学級数	6	6	6	6	6
	園児数	123	109	123	117	115
	教職員数	15	14	13	13	12

資料：学校教育課

#### (4)障害のある人の状況

近年の障害者手帳所持者数の推移をみると3障害ともに増加し、平成22年度末で3,471人となっており、市の総人口84,317人のおよそ4.1%となっています。

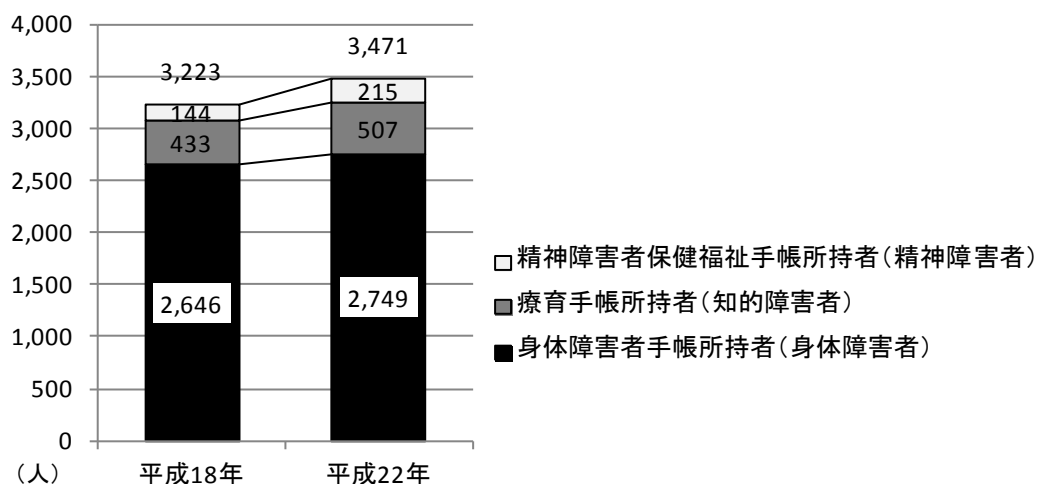
障害の種別にみると、身体障害者手帳所持者は、平成18年度から103人(3.9%)の増加、療育手帳所持者は74人(17.1%)の増加、精神障害者保健福祉手帳所持者は71人(49.3%)の増加となっています。

この他にも、障害者基本法においては、発達障害、高次脳機能障害などについても支援を必要とする障害者と定義しています。

■障害者手帳所持者数(各年度末現在)(人)

区分	平成18年	平成22年
身体障害者手帳所持者(身体障害者)	2,646	2,749
療育手帳所持者(知的障害者)	433	507
精神障害者保健福祉手帳所持者(精神障害者)	144	215
合計	3,223	3,471

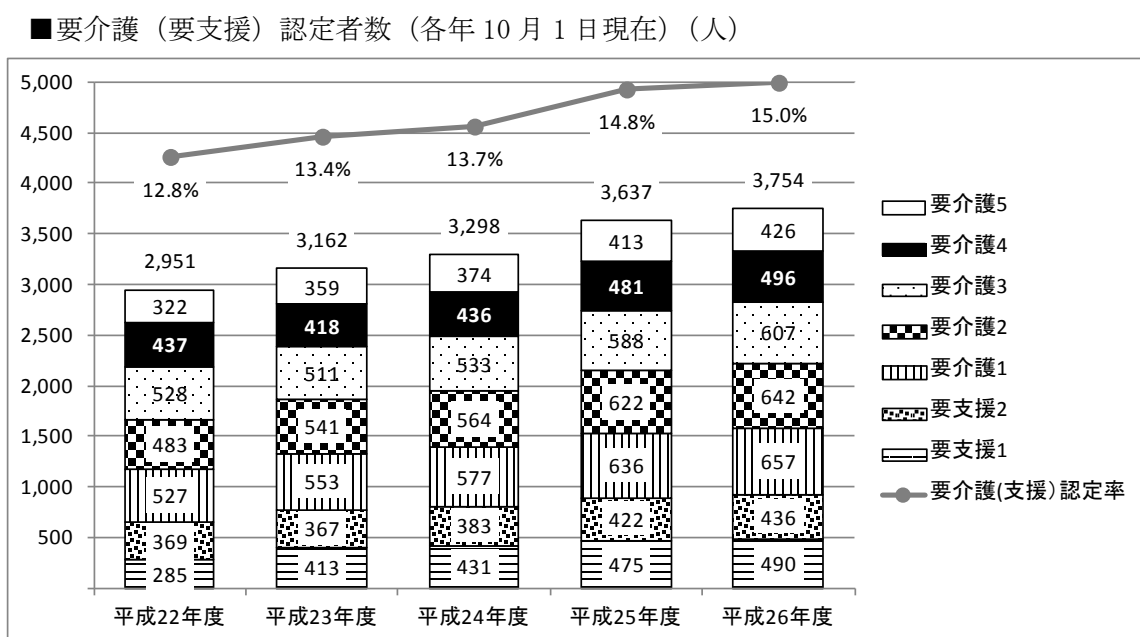
資料：障害福祉課





## (5)要介護(要支援)者の状況

本市の要介護（要支援）認定者数は平成22年度に2,951人となっており、認定率は12.8%となっています。今後も認定者数は増加傾向にあり、平成26年には3,754人、認定率は15.0%になると推計されます。



資料：介護福祉課

## (6)ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯は、平成20年から22年の2年間で69世帯（12.0%）の増加となっています。

■ひとり親世帯数（各年度末現在）（世帯）

区分	平成20年	平成22年
児童扶養手当認定世帯数	573	642

資料：子育て支援課

## (7)生活保護世帯の状況

生活保護受給世帯は平成20年から22年の2年間で97世帯（26.3%）の増加となっています。

■生活保護世帯数（各年度末現在）（世帯）

区分	平成20年	平成22年
被保護世帯数	369	466

資料：社会福祉課

## (8)その他

### ○ボランティアセンター

本市では、社会福祉協議会が香取市ボランティア連絡協議会の運営を行っており、ボランティア情報の提供・活動支援、ボランティア講座の開催、ボランティア保険の加入受付などを実施しています。平成 22 年度末現在、91 団体、2,055 人（延べ）が登録、活動しています。

### ○民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、市民からの相談、地域の実態や福祉ニーズを把握する調査、福祉に関する情報提供などを行い、地域福祉のリーダーとしての役割を担っています。平成 22 年度末現在、190 人（うち、主任児童委員 29 人）が厚生労働大臣から委嘱を受け活動しています。

#### ■民生委員・児童委員数（各年度末現在）（人）

区分	平成 20 年	平成 22 年
民生委員・児童委員数	161	161
主任児童委員数	29	29
合計	190	190

資料：社会福祉課

### ○自治会

#### 自治会の加入状況

本市の一般世帯総数は 29,455 世帯で、そのうち自治会に加入している世帯数は 24,049 世帯で、自治会加入率は 81.6%となっています。

#### ■自治会加入世帯数（4/1 現在）（世帯、%）

区分	平成 23 年
自治会加入世帯数	24,049
一般世帯総数	29,455
加入率（%）	81.6%

資料：市民活動推進課

### ○高齢者クラブ

本市の高齢者クラブの単位クラブ数及び会員数は減少傾向にあり、平成22年には113クラブ、5,712人となっています。

#### ■老人クラブ団体、会員数（各年4月1日現在）（団体、人）

区分	平成21年	平成22年
クラブ数	117	113
会員数	5,929	5,712

資料：社会福祉課

### ○住民自治協議会

本市では、市民協働による「暮らしやすく人が集うまちづくり」を推進するため「まちづくり条例」を制定し、地域の自発的な活動を展開する「住民自治協議会」の設置を進めています。住民自治協議会は概ね小学校区単位で設立され、地域の課題や取り組みを自由に話し合い、解決に向けて活動することによって、一人ひとりの地域住民が地域への愛着・誇りを育む社会をめざしています。

具体的な活動の事例として、地域広報紙の発行、コミュニティマップの作成、福祉活動、環境美化活動など多岐にわたり、多様な活動が期待されています。

#### ■住民自治協議会設立状況（平成24年1月1日現在）

区分	平成23年
設立箇所	8 協議会
設立検討中	6 協議会

資料：市民活動推進課

○シルバー人材センター

平成 22 年度末現在、シルバー人材センターの会員者数は 440 人が登録しており、受託件数は 4,733 件、受託金額 221,114 千円となっています。

■実施状況

	平成20年度	平成22年度
会員数（人）	449	440
受託件数（件）	5,225	4,733
受託金額（千円）	239,336	221,114

資料：商工観光課

### 3節 市民アンケートからみる現状

#### 1 福祉について

- 回答者の7割半ばが、高齢者福祉を中心とする「福祉」に関心を持っています。
- 本市が高齢者、障害のある人などにとって、「暮らしやすいと思う」の合計と、「暮らしやすいとは思わない」の合計は、いずれも3割半ばとなっています。
- 福祉の充実と税金負担のバランスについては、「負担は現状程度にして、市民や民間の協力により福祉の充実を図るべき」が最も多くなっています。
- こうした市民の意向を基盤に、本市の地域福祉施策を進めていくことが必要です。

#### 2 地域とのかかわりについて

- 「地域」の範囲についての認識、地域への愛着の理由は様々ですが、回答者の約7割が地域への愛着があると回答していること、隣近所を含む知人や友人に相談や助けを頼みたいとする回答者は4割半ばであることの結果から、地域との関わりを強く意識している人の多いことがわかります。
- 近所の人から頼まれた場合、できる（している）ことの上位に「災害時の手助け」「冠婚葬祭の手伝い」「安否確認の声かけ」などを挙げている結果から、地域で助け合わなければならない事態になれば、活動することが可能であることがわかります。一方で、「子どもの預かり」「庭の手入れや掃除の手伝い」「外出（買物や通院など）の手伝い」といったプライベートな領域には関わりづらいつ感じているといえます。
- こうした結果から、地域が主体的に関わる領域と、福祉サービスとしての領域を棲み分けて、市民主体の活動（領域）を地域の実情に応じて話し合い、市民自ら設定していくことも考えられます。
- 地域課題について、防犯や防災といった「安全を守ること」を最も強く感じていることから、災害時など緊急時の地域での支援体制の見直しを進める必要性があります。また、安全を守る一環として、孤独死や児童虐待などの防ぐ虐待防止の関連法の周知を一層図ることも期待されます。

### 3 地域活動やボランティア活動について

- 地域活動等に現在取り組んでいる人の合計は3割近く、過去に取り組んだ人は約2割と、回答者の5割近くが町会やPTAを中心とした地域活動の経験を持っています。そして、回答者の7割近くが今後の地域活動等に取り組む意向を示しています。
- こうした市民の意向を地域福祉活動の実践につなげるため、身近な分野のことで参加の自由度を高くして、親子などでも気軽に参加できる活動を多く設けることが期待されます。
- さらには、本格的に活動したい人のためにも、相談窓口の充実、活動に関する情報発信、活動できる拠点や場所の確保などを、地域の実情に応じて、適宜、実施する必要があります。
- なお、現在活動していない理由に「参加方法がわからない」を挙げられているケースもあることから、回覧板などを活用して情報を一層周知していく必要があります。

### 4 福祉サービスなどについて

- 社会福祉協議会、保健センター、民生委員児童委員を半数が知っている一方、4割近い人が必要な福祉サービスの情報を「ほとんど入手できていない」という結果となっています。
- 6割以上の方が福祉サービスの情報を「市役所の窓口や広報紙」から入手しようとしています。
- こうした結果から、広報内容のわかりやすさ、情報提供方法の改善と高度情報社会への対応、保健センターを中心とする窓口対応の一層の充実が必要となっています。
- 認知度の比較的高い社会福祉協議会や民生委員児童委員からの情報入手割合が低いという現状に対する捉え方の検証も必要と考えられます。
- 周知すべき情報のひとつとして、高齢社会における個人の尊厳を守る仕組みのひとつである「成年後見制度」の認知度を高める必要があります。

## 5 地域福祉のあり方について

- 市の保健福祉施策の中では「健康や福祉についての情報提供」が充実していると感じている一方で、地域福祉活動の活性化に向けて、その目的や意義のPR、様々な情報提供の充実、専門人材の確保が求められています。
- こうした点を充実するために、地域福祉活動の中核となる社会福祉協議会の活動内容の周知を図ることによって、協力する市民の増加や地域と連携した在宅福祉サービスの充実など、地域福祉活動の広がりにつながっていくと考えられます。

## 6 災害時の対応について

- 緊急時の対応で重要なこととして、多くの市民が地域による助け合いを挙げていることから、災害時要援護者支援体制の強化を一層進めていく必要があると考えられます。

# 第3章 計画のめざす方向

## 1節 計画の基本理念

健やかに住み続けたい 支えあいのまち かとり

## 2節 計画の基本目標

### 1 支えあいのあるまちづくり

- 市民が地域福祉への理解を深め、地域への関心を持つことができるよう、地域情報の共有化が必要です。
- 地域福祉を支える担い手を育成し、福祉活動の活性化を図ります。
- 人と人をつなぐ交流の場と機会をつくる必要があります。
- 住民自治協議会を中核とした市民の主体的な活動とネットワークの構築を推進します。

### 2 自立して生活できるまちづくり

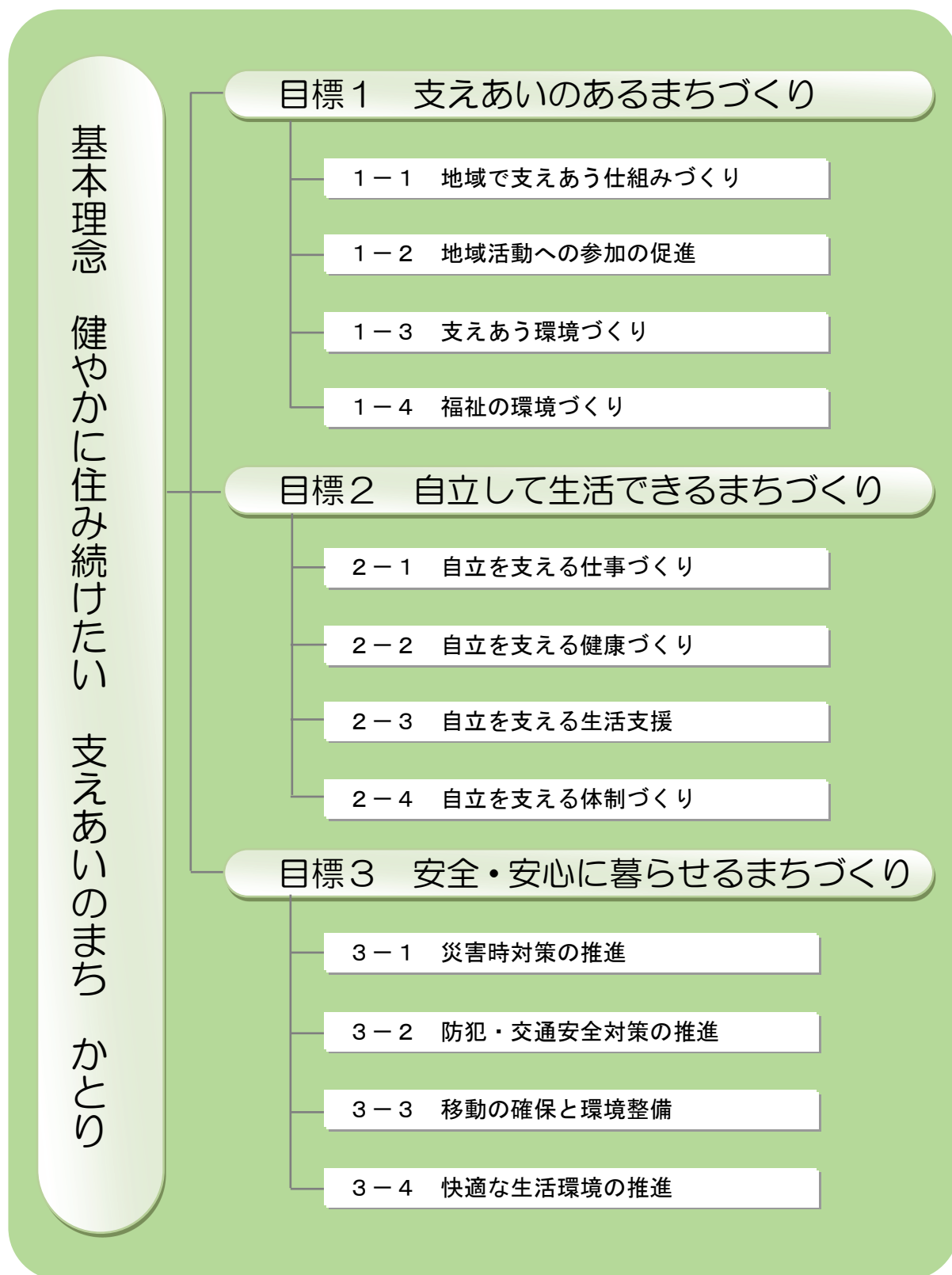
- すべての市民が地域の中で生きがいをもって、就労、趣味の活動、学習、スポーツ、福祉活動などに参加することができるよう、自立した活動を支援します。
- 多様化する市民のニーズに対応するため、関係各課が連携し、包括的な支援・サービスの提供を行う必要があります。
- 行政だけではなく、社会福祉協議会などの関係機関が相互に連携し、支援を必要とする人に適切サービスが提供できるようします。

### 3 安全・安心に暮らせるまちづくり

- 東日本大震災の後にも断続的に発生する地震や、社会的弱者を狙う犯罪などに対し、行政だけではなく、地域ぐるみで対応することが求められています。
- 市民一人ひとりが、日頃から地域に対して思いやりと支え合いの心を持ち、地域の絆を深めていくことが大切です。



※施策の体系



# 第4章 施策の展開

## 目標1 支えあいのあるまちづくり

[現状と課題]

地域福祉を推進するためには、一人ひとりの市民、地域（自治会）、ボランティア団体、関係団体などのまちづくりへの参画は必要不可欠なものです。

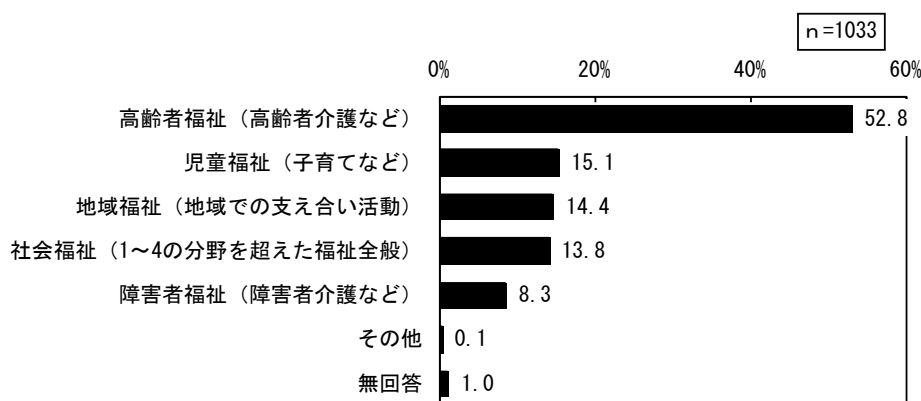
市民アンケートによると、特に関心がある福祉分野は、「高齢者福祉（高齢者介護など）」52.8%が半数を占め、「児童福祉（子育てなど）」15.1%、「地域福祉（地域での支え合い活動）」14.4%、「社会福祉（高齢者・障害者・児童・地域福祉全般）」13.8%、「障害者福祉（障害者介護等）」8.3%となっています。

地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動への取り組みについては、「取り組んだことはない」38.1%が最も多く、「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」19.8%、「現在、継続的に取り組んでいる」14.7%となっています。

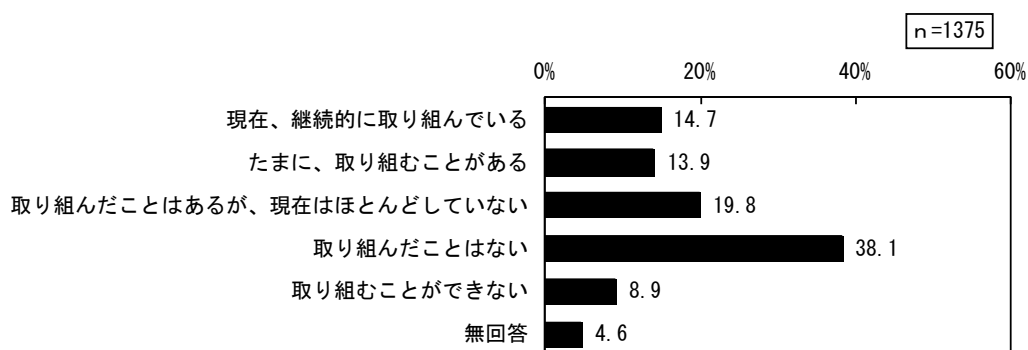
取り組んでいる地域活動は、「自治会の活動」42.1%が最も多く、「子ども会・PTAの活動」22.3%、「子ども会の活動」20.2%となっています。

また、活動の条件として、「気軽に参加できる」「身近なところで参加できる」「活動時間や曜日が自由」といった、堅苦しくない活動を望んでいます。

あなたは「福祉」に関心をおもちですか（ひとつだけ○）



特にどの福祉の分野に関心をおもちですか（ひとつだけ○）



### 1-1 地域で支えあう仕組みづくり

地域福祉を効果的にするため、様々な機会を活用して地域課題の適切な把握に努めます。

また、地域において積極的な活動をしている各機関・団体が相互に連携して活動できるような情報交換の場をつくります。

さらに、自治会役員の高齢化や各団体のスタッフの固定化、会員の減少に対応するため、人材の育成に努めます。

取り組み	概要	担当課・機関
市民との協働による福祉ニーズの把握	地域懇談会やアンケート調査の実施により地域の課題を把握し、市民とともに地域福祉に取り組みます。	社会福祉課
関係機関・関係団体の連絡会議	自治会役員、民生委員・児童委員、母子福祉協力員、ボランティアなど、地域福祉に携わる関係機関、団体の連絡会議を実施します。	社会福祉協議会
ボランティア活動についての情報提供	市内で活動する団体の情報を提供し、ボランティア活動等についての周知を図ります。	社会福祉協議会
地域福祉活動の情報発信	市が発行している「広報かとり」及びホームページ等において、市民のニーズに対応した情報を提供します。また、市民が情報を入手しやすい方法についても検討します。	社会福祉課 社会福祉協議会 関係各課
地域福祉コーディネーターの養成	地域の課題を把握し、的確なコーディネートが行える人材を養成します。	社会福祉協議会

住民自治協議会への支援	市民協働によるまちづくりを進めていくため、窓口となる市民活動支援センターを本庁及び各支所に設置し、地域と一体となって支援する地区担当職員により人的支援及び活動に対する財政的支援を行います。	各市民活動支援センター
-------------	--	-------------

### 《市民・地域の取り組み》

- ・ 地域懇談会への参加や住民アンケート等に協力し、地域の一員としての認識をもちます。
- ・ 自分のできる範囲で、地域活動やボランティア活動に参加します。
- ・ 住民自治協議会の活動に積極的に参加し、地域情報の共有化を図ります。

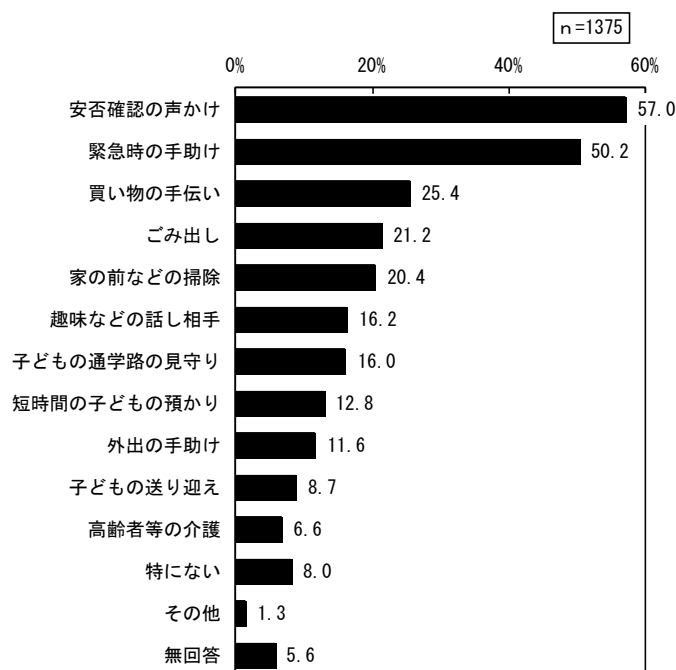
## 1-2 地域活動への参加の促進

地域活動を通して高齢者や障害者などへの理解を促進するとともに、地域住民同士で協力し合う地域福祉の意識啓発が必要となっています。本市では、近所付き合いや自治会への加入、地域の中での交流を促進しており、社会福祉協議会ではボランティアセンターを運営し、各団体の主体的な活動を支援しています。

市民アンケートでは、「高齢者や障害者の介助・介護や子育て等で困っている家庭があった場合、どのような手助けができるか」聞いたところ、「安否確認の声かけ」が57.0%と最も多く「買い物(25.4%)」や「ごみ出し(21.2%)」の手伝いも2割を超えており、地域でのふれあい、支え合いの意識が高いことがうかがえます。

今後も、地域の中に住民が集まる機会や場を設け、住民や組織(自治会・ボランティア団体等)との交流を促進していきます。

隣近所で困っている家庭があった場合、どのような手助けができると思いますか  
(あてはまるものすべてに○)



取り組み	概要	担当課・機関
ボランティアセンター機能の強化	ボランティアの育成と団体支援の拠点となるボランティアセンターの運営、ボランティアコーディネーターの活動を支援します。	社会福祉課 社会福祉協議会
自治会活動活性化の促進	自治会活動の拠点となる地区集会施設などの整備に対して支援します。	市民活動推進課
福祉、ボランティア養成講座の開催	ボランティアの発掘と育成のため、目的別養成講座を継続します。 受講者に対する継続的な支援策を検討します	社会福祉協議会 社会福祉課
交流会の開催	ボランティアセンター登録者・団体、関心のある方同士の交流会を開催します。	社会福祉協議会 社会福祉課
ボランティアまつり	ボランティアセンターのPRと活動強化のため、ボランティアまつりを開催します。	社会福祉協議会 社会福祉課
あいさつ・声かけ運動の推進	一人ひとりが隣近所や地域の人と積極的にあいさつを交わすなど、近所付き合いを大切にするようPRに努めます。	関係各課 社会福祉協議会
見守り活動の推進	見守りが必要なひとり暮らし高齢者や障害者等の家庭を訪問し、安否確認を行います。 また、電話による声かけ訪問も実施します。	介護福祉課
ふれあいサロンの開催	市民同士の気軽な交流のため、月1回のふれあいサロンを開催します。	社会福祉協議会

### 《市民・地域の取り組み》

- ・日頃のあいさつや、子ども、高齢者、障害者への声かけで、地域のつながりを強くします。
- ・ボランティア活動に関心をもち、イベントや養成講座へ参加します。
- ・高齢者や障害者等の当事者団体との交流の場に参加します。
- ・社会福祉協議会の活動に協力し、地域福祉活動に参加します。

### 1-3 支えあう環境づくり

高齢化や核家族化の進行、夫婦共働き世帯の増加など、社会情勢の変化を背景として、昔ながらの近所付き合いや地域コミュニティの希薄化が進んでいます。

今後「団塊の世代」が定年退職を迎え、地域福祉の担い手として期待されることから、それに向けて環境を整備していくことが必要です。

ボランティア活動やNPO活動を含めた市民活動の拠点を設置するなど、これらの団体が活動しやすい環境の整備を図り、各種団体の連携と更なる活動の充実を図ります。

福祉に対する市民の理解と啓発の促進を目的に、イベントなどを活用して、様々な交流機会の創出に努めます。

取り組み	概要	担当課・機関
既存施設の整備	各種団体が活動する場所として、既存施設の転換などによる活用を検討します。	関係各課
イベントへの参加支援	ふれあいスポーツ大会、交流会、各種スポーツ大会などへの障害者の参加を支援します。	障害福祉課
ふれあいサロンの開催	市民同士の気軽な交流のため、月1回のふれあいサロンを開催します。	社会福祉協議会 関係各課

#### 《市民・地域の取り組み》

- ・定年退職する前から、仕事だけでなく、地域活動に参加します。また、定年退職後も自らの知識や経験を地域に生かした活動を行います。
- ・市、社会福祉協議会、地域で行うイベントや行事へ積極的に参加し、交流を深めます。

## 1-4 福祉の環境づくり

地域ぐるみで福祉を推進していくためには、一人ひとりの市民と周囲の方々の理解と協力が必要です。市と社会福祉協議会では、市民が福祉活動に触れることができる機会の提供に努めており、個人、団体、企業単位での参加が求められています。

市民アンケートでも、福祉に関心のある人が75.2%（とても関心がある+ある程度関心がある）もいることから、香取市には福祉の心が根付いてきていると思われます。

今後も、生涯学習課等の関係各課と連携し、すべての市民が福祉を学び、福祉の心を育てていく環境整備に努めます。

取り組み	概要	担当課・機関
地域における福祉教育の推進	生涯学習の講座や社会福祉協議会の事業などにより、子どもたちだけでなく、すべての市民を対象とした、障害者福祉について学習する機会の拡充を図ります。 また、地域の医療機関等による障害者福祉関連の公開講座等の実施と利用促進を図ります。	障害福祉課 社会福祉協議会
福祉学習講座・講演会の開催	福祉についての知識と理解を深めるとともに、福祉の現状などを学習する機会として福祉学習講座・講演会を開催し、地域における福祉人材を育成します。	社会福祉課 生涯学習課 関係各課 社会福祉協議会
男女共同参画の推進	男女が、性別にかかわらず、子育てや介護、地域活動などにその個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。	市民活動推進課 関係各課
体験型福祉教育の推進	福祉施設訪問、中学生体験学習、ふれあい交流、手話教室など、体験型福祉学習の機会をより充実していきます	障害福祉課 介護福祉課 学校教育課
福祉教育活動の推進	市内小中学校における授業の一環として、福祉教育活動の支援を行います。	介護福祉課 障害福祉課 学校教育課

### 《市民・地域の取り組み》

- ・まちづくりや福祉について、家庭・学校・職場などで話し合う機会をつくります。
- ・市や社会福祉協議会の福祉情報に関心をもち、講座や学習機会に参加します。
- ・男性も積極的に家事や育児、介護に関わるよう努めます。



## 目標2 自立して生活できるまちづくり

### [現状と課題]

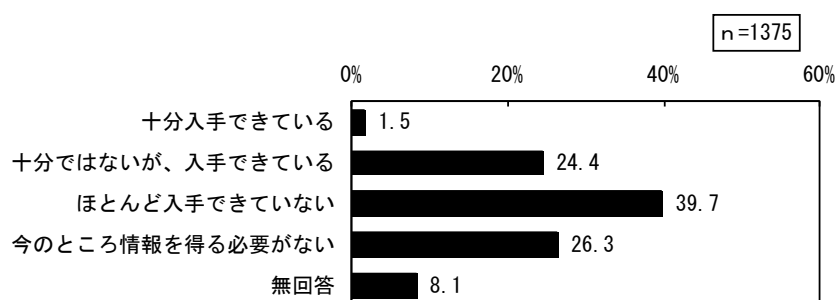
地域での自立した生活を支える福祉サービスの充実は、誰もが受けることができる権利として、必要な時に利用することができるよう、サービスを提供する基盤の整備とともに、質の高いサービスを確保することが求められています。

福祉サービスの情報については、市民アンケートによると、「ほとんど入手できていない」と回答する方が39.7%いることから、今後は、情報提供の仕方について検討していく必要があります。

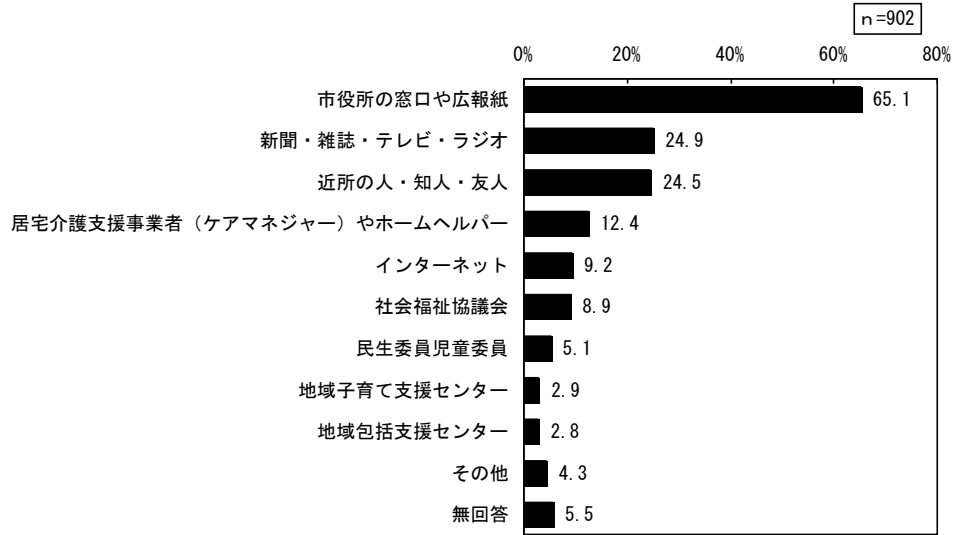
一方、情報を入手できている方に、情報の入手方法を聞いたところ、「市役所の窓口や広報紙」が65.1%と最も多く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が24.9%と続いており、「広報かとり」などの効果が高いことがわかります。

市では、子育て支援、高齢者保健福祉・介護保険、障害者福祉・障害福祉の各分野で個別計画を策定し、それぞれサービスを提供しています。今後も各計画の着実な推進を図り、地域での自立した生活を支援していきます。

自分に必要な「福祉サービス」の情報をどの程度入手できているとお考えですか  
(ひとつだけ○)



「福祉サービス」に関する情報を主にどこから入手していますか  
(あてはまるものすべてに○)



## 2-1 自立を支える仕事づくり

高齢者や障害者が地域の中で自立した生活を送るためには、就労の場を確保するとともに、社会参加の場を提供することが重要です。

取り組み	概要	担当課・機関
シルバー人材センターの支援	<p>高齢者の健康維持増進、生きがいづくり、社会参加の促進を図ることを目的とし、高齢者の能力や経験を活用した就業の機会を確保するため、シルバー人材センターの活動を促進します。</p> <p>会員の増強と新規顧客・新規就業機会の確保に努め、高齢者の就業の機会の拡大を図ります。</p>	商工観光課 関係各課
障害者雇用の促進	<p>職場適応援助者(ジョブコーチ)派遣事業、障害者試行雇用(トライアル雇用)事業の雇用・労働施策を活用した障害者雇用の促進し、職場への定着を支援します。</p>	障害福祉課
障害者雇用の理解と協力の促進	<p>県やハローワークなどと連携し、障害者雇用に関わる制度・施策の周知を図るとともに、各種雇用促進制度を活用して、事業所に雇用や就労移行支援への積極的な協力を要請します。</p> <p>また、障害者が就業している事業所に対しては、従業員の意識の啓発や、働きやすい施設・設備の整備など、受入れ体制の向上を促進します。</p>	障害福祉課
公共機関における雇用創出	<p>市役所や公共機関における法定雇用率の遵守に努めるとともに、関連組織での雇用の促進に努めます。</p> <p>また、障害者が働きやすいよう、職員意識の啓発や、施設・設備等の環境整備を図ります。</p>	職員課 障害福祉課
職業能力の開発	<p>障害のある人の職業能力の開発を促進するため、県立障害者高等技術専門校等と連携を図り、入学指導の推進を図ります</p>	障害福祉課

### 《市民・地域の取り組み》

- ・シルバー人材センターへの登録を行い、自らの知識や経験を生かします。
- ・障害者の就労条件に理解を持つとともに、企業においては働く環境を整備し、障害者の就労を支援します。

## 2-2 自立を支える健康づくり

香取市は、平成19年12月21日に、「誰もが生涯健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会」の実現をめざし、『健康長寿都市宣言』を行い、「一人ひとりが共に力をあわせて、子どもから高齢者まで健康づくりと生きがい活動を通して、健康で長寿を享受できる高齢社会を築く」としています。

本市は、高齢者の健康づくりや憩いの空間として香取広域市町村圏事務組合老人福祉センターの運営に参加してきましたが、本計画期間内に牧野の森再整備事業と連携し、新たに「(仮称)生きがい交流館」を整備することとなりました。施設の機能については、周辺環境や市民のニーズに応じて検討していくこととしています。

地域医療については、県立佐原病院と小見川総合病院が中核となっています。休日の夜間急病診療に対応する在宅当番医制度を整えており、高度医療や緊急時には、香取海匠2次保健医療圏(銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町)で対応する体制を整えています。

取り組み	概要	担当課・機関
地域医療体制の充実	香取海匠2次保健医療圏を維持するとともに、休日の夜間急病診療に対応する在宅当番医制度の維持、病院・診療所間の連携強化といった地域医療の充実に向けて医師会、歯科医師会などと協力して取り組みます。	健康づくり課
かかりつけ医の周知	身近な医療機関として、かかりつけ医の周知を図ります。	健康づくり課 介護福祉課
健康づくりの啓発	「広報かとり」・市ホームページ・ポスター・回覧等による健康情報の提供や、疾病予防、健康意識啓発に関する講座・教室を開催します。	健康づくり課
新たな拠点づくりの推進	市民の健康づくりや交流の拠点として、新たに「(仮称)生きがい交流館」の整備を進めます。	社会福祉課 関係各課
地域ぐるみの健康づくりの推進	市民が日常生活の中で、運動習慣・食生活改善などの健康づくりを実践できるよう、地域の食生活改善推進員や関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみの健康づくりを推進します。	健康づくり課

取り組み	概要	担当課・機関
各種健診の勧奨	健康や保健衛生に関する情報の提供、健康診査及び事後指導などの保健サービスを提供します。 また、介護予防に対する取り組みを促進します。	健康づくり課 介護福祉課
介護予防の推進	介護予防の知識の普及や、認知症予防、閉じこもり予防に関する教室・研修会を開催します。	介護福祉課
高齢者の食の自立支援	ひとり暮らし高齢者を対象に、安否確認と食の自立の観点から配食サービスを行います。	介護福祉課

### 《市民・地域の取り組み》

- ・自らの健康は自ら守るという認識のもと、日頃から健康に気を配り、健やかな生活を送ります。
- ・かかりつけ医、かかりつけ歯科医をもち、病気にならない生活を心がけます。
- ・介護が必要とならないよう、適度な外出や、体力づくりなど介護予防に取り組みます。
- ・安全で、バランスのとれた食生活を送ります。

## 2-3 自立を支える生活支援

本市では、「香取市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」「香取市障害者基本計画・障害福祉計画」「香取市次世代育成支援行動計画（後期計画）」「香取市健康増進計画」等の各部門計画に基づいて、適切なサービスの提供に努めています。

取り組み	概要	担当課・機関
地域密着型サービス事業	介護保険の地域密着型サービスを整備し、身近な地域での、サービスの確保と質の向上を図ります。	介護福祉課
障害者福祉サービスの充実	障害者の自立を支援するために、自立支援法に基づく障害福祉サービスと、障害者基本法に基づく市の福祉サービスの充実を図ります。	障害福祉課
グループホーム・ケアホームの運営支援	障害者の地域生活への移行を促進するため、グループホーム、ケアホームの運営を支援します。	障害福祉課
地域包括支援センターの機能充実	地域包括支援センターで相談にあたる職員の資質向上とともに、積極的に地域へ出向いての対応など、気軽に相談できる体制づくりを進めます。	介護福祉課
子育て情報誌の発行	子育て情報誌を発行し、妊娠・出産、育児や、子どもの発育・発達、離乳食及びむし歯予防など、母子保健における情報を提供します。	子育て支援課 健康づくり課
次世代育成支援の推進	次世代育成支援行動計画に基づき、子育てを地域で支える環境づくりを整備します。	子育て支援課

### 《市民・地域の取り組み》

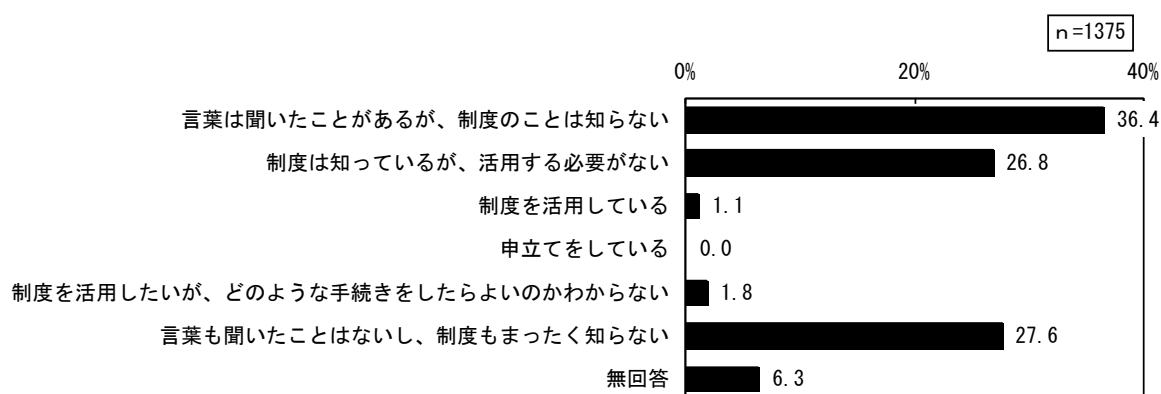
- ・現在、自分に必要のない計画についても感心をもち、自分にできることを考えます。
- ・各部門計画の内容を正しく理解し、サービスが必要な人には情報提供に努めます。
- ・各部門計画と連携し、公的なサービスでは困難な支援を市民・地域で進めます。

## 2-4 自立を支える体制づくり

福祉や健康づくりに関する相談は、市役所各担当課の窓口や社会福祉協議会、保健センター、健康福祉センター、地域子育て支援センター、地域包括支援センター等で行っており、必要に応じてより専門的な関係機関への紹介も実施しています。相談機能がいわゆる「縦割り」にならないよう、関係各課、関係機関とも相互に連携し、情報の共有化に努めています。

認知症や障害などによって判断能力が十分ではない方への支援として、本人に代わって家庭裁判所が決める法定後見人が財産管理や契約などを行う「成年後見制度」については、周知に努めてきましたが、今後も利用を促進していく必要があります。

「成年後見制度」について知っていますか（ひとつだけ○）



取り組み	概要	担当課・機関
福祉相談窓口の充実	高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、健康づくりや介護予防に関して窓口機能の強化を図ります。 ひとつの窓口で対応が困難な場合は、相談しやすくわかりやすい窓口対応に努め、相談者の負担軽減を図ります。	介護福祉課 障害福祉課 子育て支援課 健康づくり課 社会福祉課
相談関係者の連携強化	地域包括支援センター、地域生活支援センターや県の中核地域生活支援センター、ファミリーサポートセンター・香取障害者支援センターなどの専門機関、関係機関とのネットワークを構築し、適切な対応とコーディネート機能の充実を図ります。	介護福祉課 障害福祉課 子育て支援課 健康づくり課 社会福祉課
民生委員・児童委員の相談業務の活性化	市と市民との間をつなぐ各地区の民生委員・児童委員の紹介を適宜行うとともに、必要な情報を提供するなど活動を支援します。	社会福祉課 介護福祉課 子育て支援課 障害福祉課

取り組み	概要	担当課・機関
人権を守る相談窓口の設置	人権に関するあらゆる相談について、相談窓口の周知を図るとともに、相談にあたる職員の資質向上を図り、適切な支援を図ります。	関係各課
DV（ドメスティック・バイオレンス）対策	DV被害に対応するため相談を実施します。必要に応じて、緊急一時保護（千葉県女性サポートセンターへの保護、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所）を行います。	市民活動推進課
情報提供と意識の啓発	講演会や広報活動を行い、成年後見制度の周知を図ります。	介護福祉課 障害福祉課
日常生活自立支援事業の推進	かとり広域後見支援センター等と連携し、在宅で日常生活を送るうえで十分な判断ができない方等に対し、地域で安心して生活できるように支援します。	関係各課 社会福祉協議会

### 《市民・地域の取り組み》

- ・自分の地域を担当している民生委員・児童委員を把握します。
- ・高齢者や児童に対する虐待、DV等を見たり、感じた際には、速やかに関係機関や市役所に通報・相談します。



### 目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり

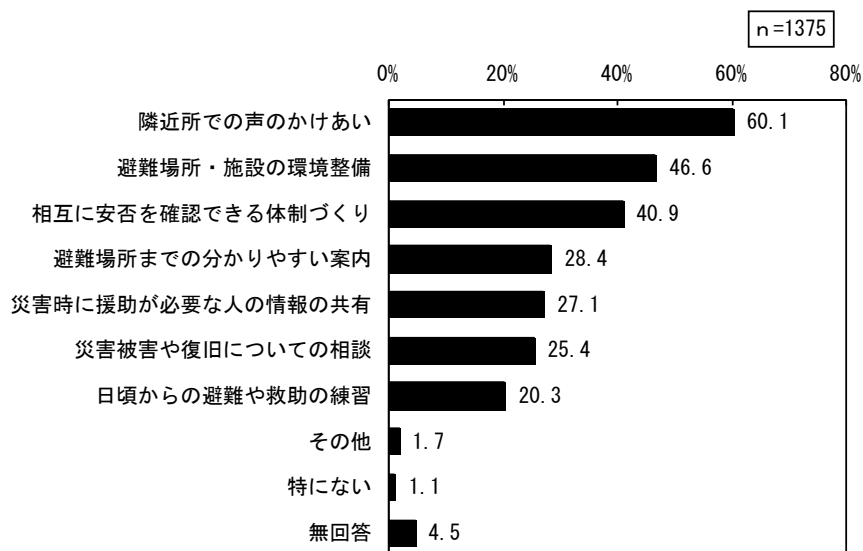
#### [現状と課題]

平成23年3月11日の東日本大震災は香取市にも大きな爪あとを残しました。本市では、この教訓を生かし、災害時の対応、避難所の整備、自主防災組織の役割などを含めた、新たな地域防災計画の策定に取り組んでいます。

市民アンケートでは、災害時の対応について特に重要なものとして「隣近所での声のかけあい（60.1%）」、「避難場所・施設的环境整備（46.6%）」、「相互に安否を確認できる体制づくり（40.9%）」などがあがっており、災害時対策においても地域の取り組みが重要であることがわかります。

地域のバリアフリー化においては、高齢者や障害者の社会参加を支援するための道路環境の整備や、誰もが使いやすい施設整備が求められています。すべての市民が安全・安心に生活でき、活動の場を広げることができるよう、ユニバーサルデザインの普及を進めます。

#### 3.11の地震を経験して地域の取り組みとして特に重要だと思うこと（3つまで○）



### 3-1 災害時対策の推進

東日本大震災の経験をふまえ、市民の生命や生活を守るために災害時の対応が重要な課題となっています。いわゆる災害弱者である、高齢者、障害者、病気で寝たきりの方、子どもなどに対する災害時の避難支援体制の構築を図ります。

取り組み	概要	担当課・機関
避難場所の周知	地震などの災害時における避難誘導など、緊急時の情報提供について検討します。	総務課
災害時要援護者の登録	災害発生時に対応するため、「要援護者支援システム」への登録者の拡充に努めます。また要援護者について関係機関との情報共有を図ります。	社会福祉課
被災者支援の実施	住宅に被害を受けた世帯に対し、各種支援制度に基づく支援を実施します。	社会福祉課
福祉施設との連携	特別養護老人ホームなどの福祉施設と連携し、災害直後の高齢者の受け入れなど、高齢者や障害者の避難場所の確保に努めます。	介護福祉課 障害福祉課
地域防災計画の推進	地域防災計画を東日本大震災の教訓に基づき見直し、地域ぐるみの体制構築を図ります。	総務課
防災訓練・避難訓練の実施	災害時に市民が速やかに対応できるよう、防災訓練を実施します。また、地域での避難訓練、防災訓練を支援します。 訓練時には、高齢者、障害者、乳幼児、外国籍市民など援護を必要とする人に配慮し、地域での体制整備を支援します。	総務課
自主防災組織への支援	自主防災組織の強化、資機材の整備を支援し、自主防災体制の構築を図ります。	総務課

#### 《市民・地域の取り組み》

- ・家庭や地域、学校、職場で災害時の対応について話し合います。
- ・地域の避難場所を把握し、緊急時には隣近所の高齢者などの避難を支援します。
- ・避難訓練・防災訓練に積極的に参加します。

### 3-2 防犯・交通安全対策の推進

近年、犯罪の多様化が進むなかで、安全で安心して生活することは市民の基本的な願いです。本市では、「自らのまちの安全は自ら守る」ため、防犯教室などを開催して市民の防犯意識の高揚に努めています。今後も引き続き、市民の安全な生活を守るため、市民一人ひとりの意識啓発を図るとともに、警察署や地域防犯組織との連携による防犯活動を展開していくことが必要です。

また、夜間における犯罪の防止・交通安全に有効である防犯灯の整備についても計画的に進めます。

取り組み	概要	担当課・機関
防犯情報の提供と環境整備	防犯意識を高めるための啓発や、防犯灯の設置を進め、犯罪の起こりにくい環境整備に努めます。	環境安全課
防犯パトロールの実施	防犯指導員や自主防犯ボランティアの活動を支援し、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	環境安全課
交通安全意識の高揚	交通ルール遵守の確立と市民の交通安全意識の高揚を進めます。また、市民の交通安全を確保するため、危険箇所などの把握に努めます。	環境安全課
交通安全施設の整備	交通事故を防ぐため、適切な交通安全施設の整備を進めます。	環境安全課

#### 《市民・地域の取り組み》

- ・家庭・地域における防犯意識の向上を図ります。
- ・地域での防犯パトロール、交通安全教室などを行います。
- ・危険・悪質な飲酒運転などの追放を図ります。

### 3-3 移動の確保と環境整備

鉄道や路線バスは、通勤・通学や市民生活の重要な移動手段として大きな役割を担っています。

本市においてもモータリゼーションの進展や地域の人口減少により、鉄道・バスなどの地域公共交通が衰退しており、車を運転することができない高齢者や学生などの移動が困難になっています。身近で利用しやすい地域公共交通の運行体制の整備を進め、外出が困難な高齢者や障害者の移動の確保に努めます。

取り組み	概要	担当課・機関
路線バスの運行維持	代替バス等の運行費補助を行い、交通弱者の移動手段を確保するため、路線バス等の運行を維持します。	企画政策課
循環バス等の利便性向上	地域住民の利用ニーズを把握し、更なる利便性向上を図るため路線等の改善に努めます。	企画政策課
移送サービスの充実	福祉カーの貸し出し、ボランティアの協力による移動サービス等、高齢者や障害者の外出を支援します。	介護福祉課 社会福祉協議会

#### 《市民・地域の取り組み》

- ・公共交通機関の利用に努めます。
- ・高齢者や障害者の移送を支援する運転ボランティア等に協力します。

### 3-4 快適な生活環境の推進

公共施設の段差の解消や、商店や金融機関など公共的施設の協力により、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。また、ハード面だけではなく、人と人との支えあいによる、心のユニバーサルデザインの意識の浸透に努めます。

取り組み	概要	担当課・機関
公共施設や公共的施設のユニバーサルデザインの推進	市役所や老人福祉センター、民間の公共的施設をユニバーサルデザインの視点から整備します。	関係各課
道路整備の推進	東日本大震災等の影響による危険箇所の整備・復旧を重点的に進めます。 歩道等のバリアフリー化は、通学路の安全性等を考慮して、緊急性の高い地域から整備します。	関係各課
バリアフリー情報の提供	市内の障害者トイレの設置状況、車椅子での利用が可能な施設を調査・点検し、必要な情報を提供し、障害者等の外出を支援します。	障害福祉課
J R 佐原駅前広場整備事業	佐原駅前広場を整備して、障害者用駐車スペースなどを整備して、交通弱者の利便性向上に努めます。	市街地整備課

#### 《市民・地域の取り組み》

- ・困っている高齢者や障害者の歩行を支援します。
- ・危険箇所や利用困難な公共設備について、市に連絡します。

# 第5章 資料編

## 1 香取市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定による香取市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、広く市民の意見を反映させるため、香取市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の調査研究に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉団体の代表者
- (2) 社会福祉施設の代表者
- (3) 住民組織の代表者
- (4) 識見を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員会に作業部会を置く。

2 作業部会については別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年6月30日から施行する。

## 2 香取市地域福祉計画策定委員会委員名簿

	区 分	団 体 名 等	役 職	氏 名	備 考
1	一号委員 福祉団体の代表者	香取市民生委員児童委員協議会連合会	会 長	菅井 武	委員長
2		NPO香取の地域福祉を考える会	理事長	中塚 博勝	
3		東総地区自閉症協会	会 長	竹蓋 伸六	
4		香取市社会福祉協議会	事務局長	高橋 茂	
5	二号委員 社会福祉施設の代表者	香取市地域密着型サービス連絡会	代 表	大竹 雅子	
6		介護老人保健施設おおくすの郷	施設長	宇井 恵治	
7		特別養護老人ホーム水都苑	施設長	力根 秀樹	
8		特別養護老人ホーム杜の家	施設長	上野 興治	
9		救護施設風の郷厚生園	理事長	江口 一郎	
10	三号委員 住民組織の代表者	香取市自治会連合会	会 長	尾形 忠志	副委員長
11		香取市赤十字奉仕団	委員長	高安 光子	
12		香取市高齢者クラブ連合会	会 長	菅谷 長藏	
13		香取市ボランティア連絡協議会	会 長	額賀 勉	
14	四号委員 識見を有する者	香取郡市医師会	会 長	布施 修一	
15		香取歯科医師会	会 長	礪 和博	
16		香取郡市薬剤師会	会 長	小川 裕好	
17		香取健康福祉センター	センター長	佐久間 文明	



### 3 用語説明

#### あ行

##### ■NPO（特定非営利法人）

Non-profit organization の略。民間非営利組織のこと。ボランティア団体、福祉公社、協同組合などの営利を目的としない団体をいう。平成 10 年に施行された「特定非営利活動促進法」により設立された法人を特定非営利活動法人（NPO 法人）という。

平成 24 年より施行される「改正特定非営利活動促進法」においては、「二以上の都道府県に事務所を置く NPO 法人の所轄庁の変更」「活動分野の変更」「認証手続きの簡素化、柔軟化」等が新たにうたわれている。

#### か行

##### ■虐待

虐待とは立場の弱い者にとって不適切あるいは不当な扱いを受けること。児童・高齢者・障害者等に対する肉体的、精神的な虐待、保護者・介助者などの怠慢や拒否（ネグレクト）、健康状態を損なう放置などをいう。これらを防止・根絶するために、児童虐待防止法（平成 16 年改正）、高齢者虐待防止法（平成 18 年施行）、障害者虐待防止法（平成 24 年施行）などが制定された。

##### ■合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、15～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。出生数は出産適齢期（15～49 歳までの女子）の人数により変化するため、適齢期の人数に影響されることなく出生状況を把握するために用いられている。一般に、1 人の女子が 2.08 人の子供を産めば、人口の水準が保たれるといわれる。

## さ行

### ■災害時要援護者

災害時に援護が必要な人。安全な場所への避難や、適切な防災行動をとることが困難な方々を把握し、災害時に地域ぐるみで支援するために登録を促進している。具体的には、ひとり暮らしや寝たきりなどの高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国籍市民などが考えられる。プライバシー保護の問題から取り扱いには注意を要する。

### ■社会福祉事業法

社会福祉事業の全分野における共通的基本事項を記した法律。社会福祉事業の種類・基本理念・経営主体などの諸原則について定めている。平成12年6月に関係法律の改正が行われ、この中で社会福祉事業法は「社会福祉法」へと改称された。

### ■社会福祉法

旧法名は「社会福祉事業法」。社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。

### ■障害者基本法

障害者の自立及び社会参加支援等のための基本的理念、国・地方公共団体等の責務、施策の基本的事項を定めるとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の福祉を増進することを目的とする法律。平成23年に障害の定義などが改定された。

### ■障害者自立支援法

障害者の地域生活支援と就労促進、自立支援の観点から、障害者基本法の理念に基づきながら、これまで障害種別ごとに提供されてきた福祉サービス・公費負担医療等について、一元的に提供する仕組みとして平成18年に施行された。平成25年に「障害者総合支援法（仮称）」へ移行する予定となっている。

### ■シルバー人材センター

高齢者雇用安定法に基づき、概ね60歳以上の人を対象として、臨時的で短期的な仕事を無料で紹介する公益法人。都道府県知事の指定により市町村に設置される。

### ■生活保護

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援することを目的とした制度。なお、支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なる。

### ■成年後見制度

認知症、知的障害や精神障害等により判断能力が十分でないため、財産管理や福祉サービスを受ける契約を結ぶことに不安や困難がある人に代わって、本人の権利を保護し、生活を支援する制度のこと。

## た行

### ■男女共同参画

性別によって、その人の持つ能力や機会、人権等が差別されない社会をつくっていくこと。

女性の社会進出だけにとどまらず、男性の家事や育児・介護への参加や地域活動を推進する取り組みも含まれる。

### ■地域包括支援センター

地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、人口2～3万人につき1か所を目安として設置される施設。要介護者、要支援者だけでなく、地域のすべての高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防のマネジメント（調整・管理）、高齢者とその家族に対する相談・支援、高齢者の権利擁護、ケアマネジャー（介護支援専門員）に対する支援などの事業を行う。

## ■DV（ドメスティック・バイオレンス）

「家庭内暴力」と訳されるが、「夫、恋人など親密な関係にある異性に対する暴力」とされる。「親密な関係」の範疇には配偶者に限らず、元夫、交際相手、元交際相手、婚約者など幅広い関係が含まれる。

## な行

### ■認知症

介護保険法では「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」として定義している。従来の「痴呆」という言葉からは誤解や偏見を生みやすいと指摘され、平成16年、「認知症」へと名称が改められた。

### ■ノーマライゼーション

高齢者や障害者等を特別視するのではなく、社会の一員として、地域の中でともに生活することが当然の姿であるという考え方。

## は行

### ■パブリックコメント

直訳すると公衆（国民・住民・市民など）の意見のこと。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。または、意見公募の手続きそのものを指す言葉としても用いられる。

### ■バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられるようになっている。

### ■ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワークの役割は大きく分けて「無料の職業紹介」「失業給付の支給」「雇用保険事業の実施」に分類されるが、「職業安定法」において「公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が関係行政庁又は関係団体の協力を得て職業紹介事業等を行うこと」と公共職業安定所の業務が規定されている。多様な社会状況に応じるため、30歳未満の若者を対象とする「ヤングハローワーク」や、子どもを持つ女性を対象とした「マザーズハローワーク」が開設されているほか、障害者専用の就業案内も行っている。

### ■ボランティア

自主性、無償性、公益性などに基づく活動のこと。近年は有償ボランティアもある。ボランティア活動を支援するために、社会福祉協議会にボランティアセンターが設置され、活動のコーディネート機能を担っている。

## ま行

### ■民生委員・児童委員

地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受けている。社会福祉の精神により地域住民の立場にたった相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っている。

### ■モータリゼーション

自動車の利用が大衆化し、日常生活において必要不可欠な社会のこと。

## や行

### ■ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。

## 香取市地域福祉計画

---

発行：香取市

発行日：平成24年3月

編集：香取市健康福祉部 社会福祉課

〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地

電話：0478-50-1209